

## 倉敷・高梁川流域結婚応援団体登録制度実施要領

(目的等)

第1条 倉敷市は、少子化の一因である晩婚化・未婚化に対する取組として、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりのイベント等を行う、倉敷・高梁川流域結婚応援団体（以下、「結婚応援団体」という。）を登録し、その事業を情報発信すること等により、社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図る。

2 この要領は、倉敷・高梁川流域結婚応援団体登録制度（以下、「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「高梁川流域圏」とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市の区域をいう。

(登録要件)

第3条 結婚応援団体として登録することのできる者は、本制度の目的に賛同する者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のいずれかの事業（以下、「イベント等」という。）を実施する者であること

ア 結婚を希望する独身者の出会いの場を提供する事業

イ 結婚意欲の向上や結婚に向けての自己のスキルアップ等を目的としたセミナーを開催する事業

ウ 職場環境の整備等を通じて、自団体の構成員の結婚を応援する事業の実施等

エ 結婚意識の醸成に資する事業

オ その他、結婚に向けて独身者及び独身者の家族を応援する事業

(2) 高梁川流域圏に事務所又は事業所がある企業・団体等であること

(3) 業として、結婚の相談・斡旋、お見合いの引き合わせ、出会いの場の提供、その他結婚に関する支援を行う者でないこと

(4) 高梁川流域圏でイベント等を開催（オンラインで開催する場合は、高梁川流域圏に在住する者を主な対象として開催）する者であること

(5) 登録から6月以内にイベント等を1回以上実施できる者であること

(6) 3名以上の構成員があり、倉敷市、高梁川流域圏の自治体、他の結婚応援団体との連携を行う担当者を置く者であること

(7) 倉敷市及びイベント等の参加希望者等と電子メールで通信できる者であること

(8) 倉敷結婚相談所「倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター」の広報に協力する者であること

(9) 次に該当しない者であること

① 宗教活動や政治活動を目的とする団体

② 市税を滞納している者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(10) 倉敷市長が適当でないと認めた者でないこと

(登録の申込)

第4条 前条の登録を希望する者（以下、「申請者」という。）は、イベント等開催の3月前までに、所定の申請書に必要書類を添えて、倉敷市長に提出しなければならない。

(登録)

第5条 倉敷市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、結婚応援団体の登録の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

2 倉敷市長は、確認に必要な限度において関係機関等に照会し、又は現地調査をすることができる。

3 倉敷市長は、第1項の審査で適と判断した場合、登録を行い、結婚応援団体の情報のうち次に掲げる事項を倉敷市が運営するホームページ（以下、単に「ホームページ」という。）に掲載する。

(1) 団体名並びに団体の所在地及び連絡先

(2) 活動概要

(3) 前各号のほか、掲載が必要と認める事項

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、2年とする。

(登録内容変更の届出)

第7条 結婚応援団体は、第4条の申請書に記載した事項に変更があったときは、所定の届出書に必要書類を添えて、倉敷市長に提出しなければならない。

2 倉敷市長は、前項の規定による提出があった場合、必要に応じて、登録内容を変更した旨を通知するとともに、ホームページの情報を変更する。

(登録の取消)

第8条 結婚応援団体が第5条の登録を辞退する場合は、所定の届出書を倉敷市長に提出するものとする。

2 倉敷市長は、前項の規定による提出があった場合は、登録を取り消すものとする。

3 倉敷市長は、結婚応援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定に関わらず、その登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により結婚応援団体の登録を受けたとき

(2) 第3条のいずれかの要件を満たさなくなったり又は満たさないことが明らかになったとき

(3) 第12条の規定に違反して、個人情報等を他の目的に使用し、又は他人に漏らしたとき

(4) 第13条に規定する報告書を理由なく提出しないとき

(5) 他の結婚応援団体のイベント等の実施、情報提供等を故意に妨害した場合

(6) この要領に違反したとき

4 倉敷市長は、第2項又は前項の規定により登録を取り消した場合は、当該登録を取り消した結婚応援団体にその旨を通知するとともにホームページに掲載した情報を削除するものとする。

(登録の更新)

第9条 第3条の登録の更新を希望する者は、有効期限終了の2月前までに、所定の申請書に必要書類を添えて、倉敷市長に提出しなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(イベント等の実施)

第10条 結婚応援団体は、別途定める「倉敷・高梁川流域結婚応援団体イベント等実施の手引き」(以下、「イベント実施の手引き」という。)に基づきイベント等を企画及び実施する。

2 前項のイベント等は次のいずれの場合にも該当してはならない。

(1) 法令に反する場合又はそのおそれがある場合

(2) 公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合

(3) 犯罪的行為を誘発する場合

(4) 第三者に損害又は不利益を与える場合又はそのおそれがある場合

(5) 第三者を誹謗中傷している場合又はそのおそれがある場合

(6) 宗教活動や政治活動とみなされる場合

(7) 営利活動とみなされる場合

(8) 記載された内容が虚偽又は誇大である場合

(9) 結婚応援団体の目的に照らして、不相当と認められる場合

(10) 倉敷市長が適切でないと認める場合

3 結婚応援団体は、イベント等を実施する2月前までに、所定の開催情報通知書を倉敷市長に提出するものとする。

4 前項の開催情報通知書の提出があった場合であって、当該イベント等が、第2項及びイベント実施の手引きに照らし、適と判断した場合、その情報をホームページに掲載し、提出した者に通知する。

5 結婚応援団体は、前項で適と判断された場合、当該イベント等において結婚応援団体の登録を受けている旨を広報することができる。

6 第2項の開催情報通知書の内容に変更があったときは、その旨を倉敷市長に届け出るものとする。

7 結婚応援団体がイベント等を実施するために必要な経費は、結婚応援団体の負担とする。

8 参加料やキャンセル料等の取り決めについては、結婚応援団体で決定し、参加者からの徴収は結婚応援団体の責任で行う。

(掲載の停止)

第11条 倉敷市長は、予告なしに、ホームページへの掲載を停止することがある。

(個人情報の取扱い)

第12条 結婚応援団体は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を

得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

- 2 結婚応援団体は、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）及び前項のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（報告）

第13条 イベント等の実施後、2週間を経過するまでに、所定の報告書を倉敷市長へ提出するものとする。

- 2 イベント等の中止が決定した場合は、速やかに所定の報告書を倉敷市長へ提出するものとする。

（安全配慮）

第14条 結婚応援団体がイベント等を行うときは、安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上必要な周辺環境等への配慮を行う。

（争議等）

第15条 結婚応援団体が主催するイベント等の実施に関して生じた苦情、争議等について、倉敷市は関与しない。

（損害賠償）

第16条 結婚応援団体が実施するイベント等の開催に関して生じた結婚応援団体及び第三者の損害の全てに対し、倉敷市はいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

- 2 結婚応援団体がサービスの提供に関して第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任と負担をもって解決し、倉敷市に損害を与えないものとする。

（免責）

第17条 結婚応援団体がイベント等の実施に際して発信した情報等の正確性、活動の内容等について、倉敷市は一切保証責任を負わないものとし、これらの情報に起因して生じた損害に関しても一切責任を追わないものとする。

（公表等）

第18条 倉敷市長は、第1条第1項に規定する目的を達成するため必要があると認めるとき、又は本制度の普及を図るときは、その成果を調査し、公表することができる。

- 2 前項の規定により対応を求められた結婚応援団体は、これに協力するものとする。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 結婚応援団体は、個人情報及び個人の秘密（以下、「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、結婚応援団体の活動における個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 結婚応援団体は、その活動に際して知り得た個人情報等を本人の了解及び倉敷市の許可なく、開示、漏えいし、又は結婚応援団体としての活動の目的以外に利用してはならない。結婚応援団体でなくなった後においても同様とする。

#### (使用者等への周知)

第3 結婚応援団体は、その活動に従事する者又はそれに準ずる者に対し、在職中、退職後及び結婚応援団体の活動から離れた後においても当該活動を通じて知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (適正な管理)

第4 結婚応援団体は、その活動にあたり、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (報告)

第5 結婚応援団体は、個人情報等の得喪に関わった場合には、直ちに倉敷市に報告しなければならない。

第6 結婚応援団体は、倉敷市から個人情報等の取扱い等の遵守状況について報告を求められた場合は、これに応じなければならない。